

**令和 7 年度鹿児島県四地区観光連絡協議会 SNS 情報発信業務委託契約に係る
企画提案競技実施要領**

1 業務名

令和 7 年度鹿児島県四地区観光連絡協議会 SNS 情報発信業務委託

2 業務の概要、業務の目的、業務期間、業務の内容

別紙「仕様書」のとおり

3 予算規模（契約上限額）

3, 7 0 0 千円（消費税及び地方消費税額を含む）

※ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではないことに留意すること。

4 企画書の記載内容

以下の項目について、別添の仕様書を満たす内容とし、できるだけ詳細に記載するものとする。

(1) 基本的な考え方

①提案の背景（SNS 媒体の特徴、近年のインフルエンサーを活用したプロモーションの効果や課題、SNS 発信の評価・分析等）

②提案のねらいと基本的な考え方

(2) 業務の内容

①インフルエンサーの選定及び情報発信

ア. インフルエンサー選定

- ・インフルエンサーの選定と選定理由

イ. 発信内容の提案

- ・発信内容は、選定したインフルエンサーに対し各 1 案以上提案すること。

※提案にあたっては、鹿児島市、霧島市、指宿市、南九州市の観光に関するサイト及び四地区ガイドマップ「かごしま四都旅」等を参考とすること。

ウ. 撮影・編集支援

- ・インフルエンサーとの事前打ち合わせや情報提供方法
- ・取材の撮影支援方法

エ. 情報発信

- ・YouTube 閲覧数増に向けた、情報の効果的な拡散を図るための工夫
- ・発信スケジュール

②PR 動画制作及び SNS 広告配信

ア. 発信内容の提案

- ・動画制作したイメージを各 1 案以上提案すること。

※提案にあたっては、鹿児島市、霧島市、指宿市、南九州市の観光に関するサイト及び四地区ガイドマップ「かごしま四都旅」等を参考とすること。

イ. 広告配信

- ・発信媒体の選定
- ・エリアごとの効果的な広告の配信方法

③効果検証及び業務報告

- ・インフルエンサーの投稿に関する具体的な効果検証方法

・投稿素材を用いたSNS広告における数値目標値（広告の視認者数、クリック数など）

(3) 独自提案

(4) 実施スケジュール

契約締結の日から令和8年3月19日（木）まで

(5) 実施体制

各従事者の役職・氏名・経歴など

業務の一部を再委託する場合も詳細を明記

(6) 費用見積（次の①～④に分けて記載し、それぞれ詳細に内訳を明示。合計金額は「3 予算規模（契約上限額）」の範囲内）

①インフルエンサー選定及び情報発信に係る費用

②PR動画制作に係る費用

③広告配信に係る費用

④消費税

5 企画書の留意事項

(1) 形式

A4版、縦、横書き、カラー

※両面・片面の制限なし、ページ数は最大12ページまで

※書類はステープルや製本テープで留めず、クリップ留めで提出

※企画書の表紙に、宛名「鹿児島市長」、タイトル「令和7年度鹿児島県四地区観光連絡協議会SNS情報発信事業業務企画書」、提出年月日を記載

(2) 企画案数

提出業者1者につき1案

(3) 提出部数

正本1部、副本6部

※副本には、企業名、所在地、社章、写真、画像等の企業名が分かるものは記載しない。

(4) 提出期限

令和7年12月11日（木）午後5時00分まで（必着）

(5) 提出先

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市観光戦略推進課推進係（みなと大通り別館3階）

電話 099-216-1344

電子メールアドレス kan-suishin@city.kagoshima.lg.jp

(6) 提出方法

直接持参又は郵送（電子メール及びファックスによる申込みは、受け付けないものとする。）

※土・日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

ただし、12月11日（木）は午前8時30分から午後5時00分までとする。

(7) その他

企画書の提出に要する一切の費用は提案者の負担とする。提出された書類等は原則として返却しない。

6 企画書の選定

- (1) 企画書提出後、協議会が設置する鹿児島県四地区観光連絡協議会業者選定委員会（以下「選定委員会とする」）で選定し、各提出業者にその結果を通知する。なお、選定委員会が一定の基準に達しないと判断した場合、全ての企画を採用しないことがある。
- (2) 選定委員会において、審査基準に基づき、妥当性などの優劣を審査する。
- (3) 選定結果に異議申立ては一切認めないものとする。
- (4) 業務の実施にあたっては、鹿児島市と十分協議して進めることとし、企画案に関する必要な修正については必ず応じること。

7 業務の委託

鹿児島県四地区観光連絡協議会で選定された企画書の提出者に対し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号に基づき、当該業務を委託する。（随意契約）

8 企画提案競技日程

以下の日程で行うこととする。なお、予定とあるものはおおむねの日程を示すものである。

内 容	日時等
(1) 告示	令和7年11月11日（火）
(2) 質問受付期限	令和7年11月18日（火）正午
(3) 質問回答	令和7年11月25日（火）（予定）
(4) 参加申込書提出期限	令和7年11月28日（金）
(5) 参加資格決定通知	令和7年12月4日（木）（予定）
(6) 企画書提出期限	令和7年12月11日（木）午後5時00分
(7) 選定結果通知	令和7年12月18日（木）（予定）
(8) 委託契約	令和7年12月下旬（予定）

9 質問の受付及び回答

- (1) 質問方法
質問内容を質問書（様式6）に記載し、件名を「企画提案競技に関する質問」とし、電子メールで送信すること。
- (2) 質問受付期限
令和7年11月18日（火）正午まで（期限厳守）
- (3) 質問先
メールアドレス：kan-suishin@city.kagoshima.lg.jp
- (4) 質問回答
電子メールでの質問への回答は、仕様書等の追補とみなし、質問内容とその回答を令和7年11月25日（火）までに、質問者に電子メールで回答したうえで、鹿児島市ホームページに掲載する予定である。

10 無効となる提案

- (1) 企画提案競技に参加する資格が認められない者の行ったもの
- (2) 本実施要領に違反しているもの又は適合しないもの
- (3) 提出書類に虚偽の内容が記載されているもの

- (4) 見積書において「3 予算規模（契約上限額）」に示した金額を上回る提案を行ったもの
- (5) その他、審査や評価の公平さに影響を与える行為があったと認められる者の行ったもの

1.1 その他留意事項

- (1) 提出期限までに提出書類が提出されなかった場合は、参加資格を失う。
- (2) 提出書類の作成及び提出など、企画提案競技に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された資料は、返却しない。
- (4) 鹿児島県四地区連絡協議会は提出された資料について、業者の選定以外に提案者に無断で使用しない。
- (5) 提出された資料について、鹿児島市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、不開示情報を除いた情報を公開することがある。
- (6) 選定された企画提案書の企画提案をそのまま採用とするわけではない。
- (7) 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は認めない。
- (8) 審査書類提出から契約締結までの間に、参加資格要件に該当しなくなった場合は、失格とする。
- (9) 企画提案競技において虚偽又は不正があったと鹿児島県四地区連絡協議会が認めた場合は、失格とする。